◎新潟県告示第148号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟県条例第42号)第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額)の一部を次のとおり改正する。

令和元年6月14日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	欄中下線が引かれ7 改	正	後		改	正	前
1	知事が定める額			1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	介護を要する状	介護を受けた日	金 額		介護を要する状	介護を受けた日	金額
	態の区分	の区分			態の区分	の区分	
	常時介護を要す				常時介護を要す	(1) 1の月に介	
	る状態	護に要する費用	る介護に要す		る状態	護に要する費用	
		を支出して介護				を支出して介護	
		を受けた日があ				を受けた日があ	2 11 1 - 2 1 - 2 1
		るとき(次号に				るとき(次号に	
		掲げる場合を除				掲げる場合を除	
		< ₀)	0円を超える			< 。)	0円を超える
			ときは、 <u>16万</u>				ときは、 <u>10万</u>
		()	<u>5,150円</u>)			()	5,290円)
		(2) 1の月に親				(2) 1の月に親	
		族又はこれに準				族又はこれに準	
		ずる者による介				ずる者による介	
		護を受けた日が				護を受けた日が	
		あるとき(その				あるとき(その	
		月に介護に要す				月に介護に要す	
		る費用を支出し	に要する費用			る費用を支出し	
		て介護を受けた				て介護を受けた	
		日がある場合に	れた額)			日がある場合に	れた額)
		あつては、当該				あつては、当該	
		介護に要する費				介護に要する費	
		用として支出さ				用として支出さ	
		れた額が 7 <u>万7</u>				れた額が <u>5万7,</u>	
		90円以下であ				190円以下であ	
	なはな誰な悪と	るときに限る。)	フの口にから		なはな誰も両十	るときに限る。)	フの口にかは
	随時介護を要す				随時介護を要す		
	る状態	護に要する費用			る状態	護に要する費用	
		を支出して介護ないがあります。				を支出して介護ないがなりがあ	
		を受けた日があるよき(次号に				を受けた日があるよき(次号に	
		るとき (次号に 掲げる場合を除				るとき (次号に 掲げる場合を除	
		(4) (3) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7				(人。)	
		\ o <i>)</i>	<u>0円</u> を超える			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<u>0円</u> を超える
			ときは、 <u>8万</u>				ときは、 <u>5万</u> 2 650円)
		(2) 1の月に親	2,580円)			(2) 1の月に親	2,650円)
		族又はこれに準				族又はこれに準	
		ずる者による介					
		護を受けた日が				ずる者による介	
1		曖と文けた日か	9 个さ 争田 か			護を受けた日が	9 个さ 争田 か

あるとき(その	生じた月にあ		あるとき (その	生じた月にあ
月に介護に要す	つては、介護		月に介護に要す	つては、介護
る費用を支出し	に要する費用		る費用を支出し	に要する費用
て介護を受けた	として支出さ		て介護を受けた	として支出さ
日がある場合に	れた額)		日がある場合に	れた額)
あつては、当該			あつては、当該	
介護に要する費			介護に要する費	
用として支出さ			用として支出さ	
れた額が3万5,			れた額が <u>2万8,</u>	
<u>400円</u> 以下であ			<u>600円</u> 以下であ	
るときに限る。)			るときに限る。)	
				<u> </u>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。